

特許印紙代減免手続き

1) 『出願審査請求書』の提出手続き

▶平成19年4月1日～現在 の出願案件

産業技術力強化法の適用により大学の費用負担の1/2が軽減されますので、下記手順にて特許庁へ必要書類を提出してください。

①<事務所>「出願審査請求書」の作成 ひな型 1

下記項目を追記してください。

【手数料に関する特記事項】 産業技術力強化法第17条第2項の規定による規定による審査請求料の1/2軽減。(国立大学法人電気通信大学 持分△/○) ※1

【その他】 手数料の納付の割合 * / * ※1

軽減申請に関する書類は、ただいま準備しておりますので、書類が揃い次第、提出いたします。 ※2

※1 共同出願の場合に記載してください。本学持分のみ特許印紙代が軽減されます。

※2 「審査請求軽減申請書」等を後日提出する場合の記載表示です。


②<事務所>「出願審査請求書」の提出

庁受領書に記載の「受付番号」、「提出日」をFAXまたはE-mailにてお知らせください。

③<大学>「審査請求軽減申請書」、「職務発明認定書」の作成 ひな型 2、3

④<大学>「審査請求軽減申請書」、「職務発明認定書」の提出

郵送にて特許庁へ提出します。貴事務所へ提出の報告と提出書類の控えをお送りします。

※共同出願の場合は、④の「審査請求軽減申請書」＋「職務発明認定書」提出の際、本学にて作成した「手続補足書」or「手続補正書」＋「持分証明書」( ひな型 4)を併せて提出します。

※③～④の作業及び手続きを貴事務所へお願いする場合があります。その際は、添付ひな型をご参照のうえ、ご対応願います。

2) 『特許料納付書』の提出手続き

▶ ～平成19年3月31日 までの 出願案件

自動的に特許証が発行されるため、**特許料納付書の提出は不要**です。

▶ 平成19年4月1日～現在 の出願、平成24年4月1日～現在 の特許料納付案件

下記手順にて特許庁へ必要書類を提出してください。

① 「特許料納付書」の作成  ひな型5

下記項目を追記してください。

【特許料等に関する特記事項】 産業技術力強化法第17条第1項の規定による規定による特許料の1/2軽減。(国立大学法人電気通信大学 持分△/○) ※

【その他】 手数料の納付の割合 */* ※

※共同出願の場合に記載してください。本学持分のみ特許印紙代が軽減されます。

② 「特許料軽減申請書」の作成  ひな型6

職務発明認定書等は出願審査請求時に提出したものを援用してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 職務発明認定書 1

【援用の表示】 特願 20XX-〇〇〇〇〇〇に係る平成〇年〇月〇日提出の審査請求料軽減申請書に添付のものを援用する

③ 「特許料納付書」 + 「特許料軽減申請書」の提出

※ 【納付年分】は、原則「第1年分から第3年分」です。「第1年分から第10年分」を一括納付する際は、別途ご連絡します。